

議案第20号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正等に伴い、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和30年葛飾区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「標準的な」を削り、「人事委員会が定める」を「別表第3に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする」に改め、同条第4項中「すべて」を「全て」に改め、「職を」の次に「前項に規定する等級別基準職務表及び」を加える。

第7条の見出し中「昇格昇給」の次に「等」を加え、同条第8項中「まで」の次に「及び第7項」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和30年葛飾区条例第13号）第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

第7条の3中「第7条第7項」を「第7条第8項」に改める。

第11条の2第1項第1号中「17万5,100円」を「26万8,500円」に改める。

第14条第2項第2号中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第24条第1項第3号中「（昭和30年4月葛飾区条例第13号）第2条」を「第2条第1項」に改める。

第27条の3第1項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第2項中「行政不服審査法

(昭和37年法律第160号) 第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号) 第18条第1項本文」に改め、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第28条の2第2項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 9 別表第3の規定の適用については、当分の間、同表アの部3級の項中「主任主事の職務」とあるのは「主任主事の職務又は特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部4級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」と、同表イの部2級の項中「技能主任の職務」とあるのは「技能主任の職務又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同部3級の項中「技能長の職務」とあるのは「技能長の職務、困難な業務を処理する技能主任の職務又は特に高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う係員の職務」と、同表オの部4級の項中「係長、担当係長又は主査の職務」とあるのは「係長、担当係長若しくは主査の職務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任主事の職務」とする。

別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第6条関係)

等級別基準職務表

ア 行政職給料表(一)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	係員の職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3級	主任主事の職務
4級	係長、担当係長又は主査の職務
5級	総括係長の職務
6級	課長、担当課長又は副参事の職務
7級	統括課長の職務
8級	部長、担当部長又は参事の職務

イ 行政職給料表(二)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	技能主任の職務
3 級	技能長の職務
4 級	統括技能長の職務

ウ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係長、担当係長又は主査の職務
2 級	課長、担当課長又は副参事の職務
3 級	部長、担当部長又は参事の職務

エ 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

オ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	係員の職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	主任主事の職務
4 級	係長、担当係長又は主査の職務
5 級	総括係長の職務
6 級	課長、担当課長又は副参事の職務
7 級	統括課長の職務

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(降給の場合における行政職給料表(二)の改正に伴う経過措置の取扱い)

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成19年葛飾区条例第51号)付則第2項及び第3項の規定により特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの改正後の第7条第7項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(行政職給料表(二)の適用を受ける職員に係る号給の調整)

3 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成21年葛飾区条例第44号)付則第6項及び第7項の規定により号給の切替えを行った職員のうち、人事委員会が定めるものの平成28年4月1日における号給については、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。